



平成 23 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 ひまわりホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 山 地 一 郎  
(JASDAQ・コード番号 8738)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 寺 田 義 秋  
電 話 0 3 - 5 4 0 0 - 4 1 3 3  
U R L <http://www.himawari-group.co.jp/>

## 連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるひまわり証券株式会社（以下、「ひまわり証券」といいます。）は、平成 23 年 11 月 2 日（訴状送達日：平成 23 年 11 月 9 日）付にて訴訟の提起を受け、本日訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社連結子会社ひまわり証券の概要

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 名称        | ひまわり証券株式会社           |
| (2) 所在地       | 東京都港区海岸一丁目 1 1 番 1 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 北川 博文        |
| (4) 事業内容      | 金融商品取引業              |
| (5) 資本金       | 37 億 3 千万円           |

#### 2. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成 23 年 11 月 2 日（訴状送達日：平成 23 年 11 月 9 日）

#### 3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告の株式会社オスピス（以下「オスピス社」といいます。）は、ひまわり証券のサービスである自動売買システム「エコトレFX」のシステムを平成 23 年 10 月までひまわり証券に提供しておりました。ひまわり証券は、「エコトレFX」の安定性及び機能の向上を目的に、当社グループが独自開発した「新エコトレFX」を平成 23 年 10 月 31 日にリリースいたしました。オスピス社は、この「新エコトレFX」の開発が当該システムに係る使用許諾契約書に違反しているとして、ひまわり証券に対して損害賠償金 1 億 4,155 万 3,176 円の支払いを求めております。

オスピス社とひまわり証券との契約書には、オスピス社の提供するシステムと類似するシステムをオスピス社の承諾なく開発してはならない旨、及びこれに違反した場合には違約金を支払うべき旨の競業禁止条項を定めております。

しかしながら、ひまわり証券は「新エコトレFX」の開発にあたってはコンペ形式で開発業者の選定を行うこととし、オスピス社に対しても候補企業の 1 社としてシステム開発の提案を求め、オスピス社もこれに応じて提案を行っていることから、ひまわり証券としてはオスピス社が「新エコトレFX」の開発については事実上承諾しているとの認識であり、また、「新エコトレFX」の仕様が契約書に定める類似するシステムに該当しないと考えております。

#### 4. 訴訟を提起した者

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| (1) 名称  | 株式会社オスピス                          |
| (2) 所在地 | 東京都新宿区西新宿七丁目 11 番 15 号 サンフル西新宿 6F |

(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山本 哲也

5. 訴訟の内容および請求金額

原告は、ひまわり証券に対して1億4,155万3,176円(連結純資産に対する割合:18.34%)及び遅延損害金の支払いを求めています。

6. 今後の見通し

連結子会社ひまわり証券は、原告からの請求に対して法廷の場で適切に対応してまいります。

なお、当該訴訟による当社グループの連結業績に及ぼす影響は、現時点で不明ですが、本訴訟の進捗に応じて必要な開示事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上